

◎佐賀県条例第30号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																				
<p>(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定)</p> <p>第27条の2 法第56条の2第1項の法別表第4(い)欄に掲げる地域又は区域で条例で指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、同項の法別表第4(に)欄の号のうちから条例で指定する号は、<u>次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる号とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="246 820 1095 1321"> <thead> <tr> <th data-bbox="246 820 745 997">条例で指定する区域</th> <th data-bbox="745 820 1095 997">法別表第4(に)欄の号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="246 997 745 1131">第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の全域</td> <td data-bbox="745 997 1095 1131">(2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 1131 745 1227">第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の全域</td> <td data-bbox="745 1131 1095 1227">(2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="246 1227 745 1321">第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の全域</td> <td data-bbox="745 1227 1095 1321">(2)</td> </tr> </tbody> </table>	条例で指定する区域	法別表第4(に)欄の号	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の全域	(2)	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の全域	(2)	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の全域	(2)	<p>(対象区域等)</p> <p>第27条の2 法第56条の2第1項の対象区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、<u>同項の規定により法別表第4(は)欄の2の項及び3の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定するものは、次の表の左欄に掲げる区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域の全域を除く。）の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める高さとし、同条第1項の条例で指定する号は、同表の左欄に掲げる区域の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める号とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 820 2020 1321"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 820 1637 997">対象区域</th> <th data-bbox="1637 820 1843 997">法別表第4(は)欄の平均地盤面からの高さ</th> <th data-bbox="1843 820 2020 997">法別表第4(に)欄の号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 997 1637 1131">第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域の全域</td> <td data-bbox="1637 997 1843 1131"></td> <td data-bbox="1843 997 2020 1131">(2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1131 1637 1227">第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の全域</td> <td data-bbox="1637 1131 1843 1227">4メートル</td> <td data-bbox="1843 1131 2020 1227">(2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1227 1637 1321">第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の全域</td> <td data-bbox="1637 1227 1843 1321">4メートル</td> <td data-bbox="1843 1227 2020 1321">(2)</td> </tr> </tbody> </table>	対象区域	法別表第4(は)欄の平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域の全域		(2)	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の全域	4メートル	(2)	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の全域	4メートル	(2)
条例で指定する区域	法別表第4(に)欄の号																				
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の全域	(2)																				
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の全域	(2)																				
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の全域	(2)																				
対象区域	法別表第4(は)欄の平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号																			
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域の全域		(2)																			
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の全域	4メートル	(2)																			
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の全域	4メートル	(2)																			

改正前			改正後		
(手数料の徴収) 第31条の2 略			(手数料の徴収) 第31条の2 略		
別表 (第31条の2 関係)			別表 (第31条の2 関係)		
納付義務者	手数料	額	納付義務者	手数料	額
1～10の2 略			1～10の2 略		
11 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可を受けようとする者	略		11 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可(次号に係る許可を除く。)を受けようとする者	略	
12～14 略			12～14 略		
15 法第48条第1項ただし書、第	略		15 法第48条第1項ただし書、第	略	
			11の2 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可(包括同意を得ている許可に限る。)を受けようとする者	包括同意に係る公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円

改正前		改正後	
<p>2項ただし書、 第3項ただし書、 第4項ただし書、 第5項ただし書、 第6項ただし書、 第7項ただし書、 第8項ただし書、 第9項ただし書、 第10項ただし書、 第11項ただし書、 第12項ただし書 又は第13項た だし書（法第87条 第2項若しくは 第3項又は第88 条第2項におい て準用する場合 を含む。）の規 定による建築等 の許可（次号に 係る許可を除く。） を受けようとする者</p>		<p>2項ただし書、 第3項ただし書、 第4項ただし書、 第5項ただし書、 第6項ただし書、 第7項ただし書、 第8項ただし書、 第9項ただし書、 第10項ただし書、 第11項ただし書、 第12項ただし書、 第13項ただし書 又は第14項た だし書（法第87条 第2項若しくは 第3項又は第88 条第2項におい て準用する場合 を含む。）の規 定による建築等 の許可（次号に 係る許可を除く。） を受けようとする者</p>	
15の2 法第48条 第1項ただし書、	略	15の2 法第48条 第1項ただし書、	略

改正前	改正後
<p>第2項ただし書、 第3項ただし書、 第4項ただし書、 第5項ただし書、 第6項ただし書、 第7項ただし書、 第8項ただし書、 第9項ただし書、 第10項ただし書、 第11項ただし書、 第12項ただし書 又は第13項た だし書（法第87条 第2項若しくは 第3項又は第88 条第2項におい て準用する場合 を含む。）の規 定による建築等 の許可（法第48 条第14項た だし書の場合の許可 に限る。）を受 けようとする者</p>	<p>第2項ただし書、 第3項ただし書、 第4項ただし書、 第5項ただし書、 第6項ただし書、 第7項ただし書、 第8項ただし書、 第9項ただし書、 第10項ただし書、 第11項ただし書、 第12項ただし書、 第13項た だし書 又は第14項た だし書（法第87条 第2項若しくは 第3項又は第88 条第2項におい て準用する場合 を含む。）の規 定による建築等 の許可（法第48 条第15項た だし書の場合の許可 に限る。）を受 けようとする者</p>
16・17 略	16・17 略

改正前			改正後		
17の2 法第53条第4項の規定による壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の <u>建ぺい率</u> に関する特例の許可を受けようとする者	壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の <u>建ぺい率</u> に関する特例の許可申請手数料	略	17の2 法第53条第4項の規定による壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の <u>建蔽率</u> に関する特例の許可を受けようとする者	壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の <u>建蔽率</u> に関する特例の許可申請手数料	略
18 法第53条第5項第3号の規定による建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者	建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	略	18 法第53条第5項第3号の規定による建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者	建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	略
19～23の4 略			19～23の4 略		
24 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置の特例許可申請手数料	略	24 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置の特例許可申請手数料	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置の特例許可申請手数料	略

改正前			改正後		
可を受けようとする者			受けようとする者		
25～31 略			25～31 略		
32 法第68条の5の5の規定による建築物の <u>建ぺい率</u> の算定に係る建築面積不算入の認定を受けようとする者	地区計画等の区域における建築物の <u>建ぺい率</u> の算定に係る建築面積不算入認定申請手数料	略	32 法第68条の5の5の規定による建築物の <u>建蔽率</u> の算定に係る建築面積不算入の認定を受けようとする者	地区計画等の区域における建築物の <u>建蔽率</u> の算定に係る建築面積不算入認定申請手数料	略
33～38 略			33～38 略		
39 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	略	39 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	略
39の2～42 略			39の2～42 略		
備考 略			備考 略		

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の建築基準法施行条例第31条の2第2項並びに別表第11号及び第11号の2の規定は、この条例の施行の日以後に行われる通知又は申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた通知又は申請に係る手数料については、なお従前の例による。